

議 事 録

会議名	第14回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会		
開催日時	令和5年2月14日（火）14時00分から16時37分		
開催場所	シンコースポーツ寒川アリーナ 3階 会議室ABC		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>【出席者】 < 委員 > 屋敷和佳（副委員長）、伊藤満夫、門脇崇、齋藤正信、米山明夫、河村卓丸、宮良武和、平戸芹香、野崎誠、戸村孝、伊藤研</p> <p>< 事務局 > 教育政策課長：高橋陽一、 教育政策課専任主幹（兼）学校教育課専任主幹：押味亨、 教育政策担当副主幹：千野あずさ、 教育施策担当主任主事：三澤功一 学校教育課長：黄木悟、教育施設給食課長：水越豊</p> <p>【欠席者】 山崎俊裕（委員長）、椎谷智晃、露木武光、白井浩美、高橋一之、深澤文武、田村丈晴</p> <p>【傍聴者】 2名</p>		
議 題	(1) 報告書（素案）について		
決定事項	・意見に基づき報告書を修正する。詳細については委員長、副委員長に一任することとする。		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	

議事の経過

1 開会

【事務局（高橋教育政策課長）】 本日はご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。只今より第14回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会を開催いたします。

本日、議事までの間進行を務めさせていただきます教育政策課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、山崎委員長、椎谷委員、高橋委員、深澤委員、田村委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、臼井委員につきましては、本日、県立高校入学試験があるということで、終わり次第こちらに来ていただけることになっておりますので、よろしくお願いいたします。また、露木委員におかれましても、今、こちらに向かっていただいていると思いますので、会を進めさせていただきますと思います。

本日の現在の出席委員につきましては11名ということで、寒川町立小・中学校適正化等検討委員会設置要綱第6条の規定によりまして、半数以上の委員の皆様にご出席いただいておりますので、本日の会議成立要件を満たしておりますことをご報告させていただきます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

<資料の確認>

【事務局（高橋教育政策課長）】 なお、本日の会議につきましても傍聴者の方がいらっしゃいますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては、本日、山崎委員長がご欠席でございますので、屋敷副委員長にお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

【屋敷副委員長】 皆さん、こんにちは。副委員長の屋敷でございます。山崎委員長が今日は大学の関係で欠席ということでございますので、代わりまして私が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 議事録承認委員の指名

【屋敷副委員長】 それでは、続きまして、次第の2でありますけれども、議事録の承認委員の指名をいたします。承認委員は名簿順に指名することとなっております。前回からの続きとなりまして、今回は米山委員と河村委員にお願いできないかと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「了承」の声あり)

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

3 議題

【屋敷副委員長】 それでは、議題に入ります。議題の1、報告書素案についてでございます。これにつきましては、前回の検討委員会に引き続きの内容となりますが、前回皆様からいただいたご意見とか作業部会での検討を踏まえまして修正したものでございます。章、節、項、いろいろありますが、その構成についても変更しているところもあります。内容についても、ご意見を踏まえましていろいろ修正が入っているかと思えます。

まずは、事務局から修正点等について説明をいただき、適宜、区切って質疑をお受けしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そして、次回3月の検討委員会におきまして、報告書の確定をさせていただく予定となっております。各委員の皆様からご発言、ご意見等をいただいてまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局に説明をいただく前に、私なりのこの報告書の意義というところを、整理してみたいと思ひまして、聞いていただければと思います。

1つは、報告書の役割の1番は、もちろん、財政が非常に危機的な状況の下で、公共施設再編整備を進める中で、教育環境の整備をどう図るか、これを十分議論をいただくところではありますが、その具体的な内容を示すということが1つです。これは当然のことです。

それから、報告書の重要なところは、町民に十分理解していただくようなものにしなければならないということがあるかと思えます。現在置かれている状況であるとか、今後こういうふうにするんですよというその方向性を分かりやすく示すということをごさいます。

それから、3点目。これは報告書等で公表されるということだと思えます。となりますと、他市町村からも閲覧があることとなります。その前、よく寒川町では考えて計画をつくったと誇れる報告書にしたいというふうに思えますので、どうぞ皆さんご協力よろしくお願ひいたします。

また、報告書は、この表紙からも分かりますように、検討委員会名で出る報告書でございますので、自分が主体となって考えることだというふうな立場、そういう考えの下、ご意見をいただければと思っております。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

3 議題

(1) 報告書(素案)について

事務局より次の資料により説明【事務局(千野教育政策担当副主幹)】

・寒川町立小・中学校適正化等基本計画策定に関する報告書(素案)(修正履歴有Ver.) 冒頭～第I章

【屋敷副委員長】 説明ありがとうございました。第I章についてご説明をいただいたところであります。

第I章のタイトルが多少変更になっております。「学校適正化等の必要性」、これは前回と同じですが、最後のところに、図の説明もあったと思いますが、基本計画、この報告書の検討に関わる点につきましても、どういうふうなスタンスというか、位置づけにあるのかということをごここで明確にするという意味で、タイトルの方も変更になっているということをごさいます。

それから、大きなところでは、以前は児童・生徒数の減少はトータル、町全体のものでしかなかったですが、それに各学校のデータも出しまして、個別学校の小規模化が問題になっていま

すというふうなことで、これも再編整備の必要性の重要な点だったということですから、入ってきたということでございます。

この第 I 章につきまして何かご意見ございましたら、それから、その前に、端書きのような一番初めにあります「検討に関する報告」、山崎委員長名の文章につきまして、ご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

【委員】 何点かありますが、まず、冒頭、一番初めの報告書のががみです。ここの部分に関して、公共施設等老朽化、さらに財源問題を書かれていますけれども、確かに、ここにいる人たちはそれを理解した上で会議に出ていると思っています。これは一般的に、この案というのは、例えば、地域に集会場とか公民館に配布されて、初めてこれを見たときに、お金がない、お金がないと。またかよという非常に抵抗感が強いのではないだろうかと思っています。

そういう意味では、1 ページに書かれている再編の必要性というところの内容を若干前段に持ってきて、そういった上で、現実に老朽化という問題、あるいは、今後改修する上での財源の問題というふうに表記をしていったほうが、頻繁にこの話を聞いている人は理解されると思いますが、その他の一般の人がいきなり見たときに、財源問題から知ってしまうと非常に抵抗感が強いなと思いますので、その辺は、1 ページの内容を若干前段に入れながら進めていったほうが、いいのではないかと感じます。

それから、3 ページのところ、寒川中学校、一之宮小学校の記載があります。次の表を見れば分かりますが、学校によっては、学校名というのはできるだけ直接こういう中には記載していただきたくないなと思います。3 ページです。青の色で、寒川中学校、一之宮小学校というふうに、「できない状況となることも予想される」と書かれていますけれども、地域の学校によってはこういうふうな状況はあるというふうに、学校名をできれば外していただいたほうがよいかと思います。

というのは、学校名が入ってくると、あ、ここはなくなるんだとか、減るんだなという抵抗感が非常に地域では問題になるのではないかとということで、現実に減ることについては事実として掲載していただくのはやむを得ないですが、掲載する必

要はあると思いますけれども、その辺は考慮していただきたいというのが1点。

それから、6ページです。6ページの中で、赤字で中段以降について、本町は普通地方交付税は受けていないよというところ。自分たちで、自主財源でやらなくてはいけないという。別に寒川だけがそうなのか、よそのところはどうかというところで、逆に言えば、ある一般の町民を含めての一般的な見解としては、何も無理しないで、寒川財政だけでなく国からの助成金を受けて、不交付団体にならなくたっていいじゃないかというところは非常に強い意見というか、反発の部分というようなものもありますので、もしこれを書くのであれば、それはなぜそうしているのか、あるいは、したいのかというところは理解を求めないと、少し問題かなと思います。

それから、もう一つは、財政上の課題ということで別の冊子でありますけれども、この別の冊子の中の5番目、公共施設再編と16年度の基本教育方針。これでいろいろ各施設の基本計画というのが出されていますけれども、これは再編計画、いわゆる公共施設の検討委員会というのがありますね。これとの整合性というのはできているのかどうか確認させていただきたいと思います。

今言ったのは、公共施設再編に当たっての別紙の資料の参考資料で、その⑤の部分で16年度の基本方針ということで、各施設が大体こういうふうに対応していくということが、寒川町の別の会議で検討されている。これは野崎部長のところで行っている公共施設の見直し検討委員会との整合性というのはきちんと取って記載されているのかどうか、お聞かせいただきたい。

以上です。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。非常に重要なところをご指摘いただいていると思います。事務局の方で説明できるところから説明をお願いいたします。

【事務局（高橋教育政策課長）】 ご指摘いろいろありがとうございます。順番にお答えさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げた通り、まず、一番最初の計画の検討に関する報告の冒頭の部分をご指摘いただいたかと思いますが、ここの内容として財源の話から入っているということで、あまりそういう入り方は

どうなのかというご指摘をまずいただいたかと思います。一方、1ページのような内容を少し触れてからではどうかということだと思いますので、ここは最終的にどうするか、持ち帰らせていただいて検討してみたいと思います。

これまで何回か地域懇談会等もやって、ご説明とか直接やり取りさせていただく中では、財源の問題をしっかりと最初述べるべきだというお考えの方もいらっしゃる、そういうお金とか学校の数ありきではなくて、まず、寒川の目指している教育はどういうものなのかというところをきちんと述べた上で入っていくべきだという、そういうご意見の方もいらっしゃいました。どういう構成にしたらいいのかというところですが、一番皆さんにご理解していただくにはどういう構成がいいのかというところだと思うので、そういう意味でもう一度再検討してみたいと思います。

一番ソフトな入り方は、1ページのように、まず、教育面でのことも言いながら、町全体の公共施設が大変減る中で、学校教育施設についてもこういう課題があるのでというような流れもあるかなとは思いますが、そうすると、1ページの内容と冒頭の報告の内容が同じような内容になってしまうので、同じことを何度も書くなというご指摘もあります。そこはよくもう一回検討してみたいと思います。

それから、具体の学校名はなるべく出さないほうがよいのではないかというのも、3ページの青書きのところ、寒川中学校と一之宮小学校と具体名が出てくる中で、めくっていただいた4ページ目では図表があって、具体名を出すまでもなく、標準学級数というものが1つ考え方としてある中で、表の中では、それを下回ってくる見込みであるところを塗らせていただいているというところもあるので、あえての学校名の記載はどうなのかというところもご意見いただきましたので、再検討させていただければと思います。

それから、財政の関係で、6ページ目のところです。地方交付税の不交付団体というところが、下から2つ目の段落で「しかしながら」ということから記載があります。そんなに財政が厳しいのであれば、あえて不交付団体に頑張らなくてもいいのではないかというご指摘もあると思いますけれども、これは国の方で決めた一定のルールに基づいて、不交付なのか交

付なのかというのは財政力指数という数値で判定されますので、これはあまりそういう作想的に操作するということではありませので、事実は述べたいというところでもあります。

ただ、交付税の不交付ということが、イコール裕福、だから、財政裕福なはずなのという、単純に考えるとそういう側面がありますけれども、実際は普通交付税、地方交付税の制度も、どこまで正確に実態を反映しているのかという課題は一方でありまして、我々の立場からすると、なかなか、不交付団体だから裕福だということでは実際はそうではないというところをお伝えしたいということもありまして触れているところでもあります。全体的により分かりやすくという内容になっているかということ、改めて見直しをさせていただければと思います。確認の結果、やはりこの表現が一番いいとなった場合には、このまま行きたいと思っております。

それから、最後、別の冊子の方です。公共施設再編に当たっての財政上の課題というところの⑤番の再編計画16年間の基本方針というところが、これは整合が取れているのかというところですが、この内容については、再編計画に記載されている内容をそのまま表記しているものですので、そういう意味では整合が取れていることで間違いありません。

【屋敷副委員長】 お願いします。

【委員】 今のこちらの資料の⑤の部分で、公共施設再編計画16年間の基本方針、公共施設再編計画と整合が取れているかということで、今、事務局の高橋課長からも整合は取れていますという話ですけれども、これは2021年からの計画で、今2年たっていますが、2021年に考えたときの中から抜粋して今ここに書いてあることは、計画をつくったときと合っています。しかし、この下側の部分の下から2番目に、健康管理センター等の保健福祉施設の集約というのが載っています。これについては、2021年に計画をつくったときはこうやって位置づけていますが、約1年前に、この考え方については白紙にしますということで、町としては、ここをどうしたらいいかももう一回考え直しますということで公表しているの、計画にはこのように位置づけてありましたが、今時点では、ここだけ白紙にしているの、ないような状況ということがありますので、そこだけ承知していただければと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。お願いします。

【事務局（千野教育政策担当副主幹）】 すいません。こちら、添付書類の関係で追加のご説明ですが、先ほど普通交付税のお話があって、一般的になかなか分かりづらいというようなお話がございました。以前、12月の検討委員会のときに、Q&Aで説明し切れていない内容を改めて説明しましょうということで出させていただいた資料の中に、財政状況のところで、普通交付税とかのところに触れた説明書きを作らせていただいております。

実は、それを今回の計画書の資料編のところでつけようと思っております。この報告書の後ろから3枚ほどめくっていただくと、資料編というタイトルだけ書いてある目次のようなものがついていると思います。ここの最後、資料21「項目別補足説明一覧」の中にはその内容が入ってくるという形です。

恐らく、説明で不足している部分等については、資料の中では書けるようにしていこうかと思っております。ですので、どこにそういう説明があるかということ本文の中に書いていけるとよいかと思っておりますので、そういった表記も今後していきたいと思っております。よろしくお願いします。

【委員】 ちょっといいですか。

【屋敷副委員長】 どうぞ。

【委員】 今、高橋課長から1番の問題、確かに、冒頭言ったように、ある意味では、町のこういう会議に関わっている人というのは非常に理解しやすいと思います。また、現実にストレートにぼんっと言ったほうが受けやすいなとも思います。ところが、これは当然、報告書の素案として地域に流れていく、あるいは、パブリック・コメントで意見を求めたいというときには、どちらかという、地域のPTAの方だとか、あるいは、地域の住民の方々が見ていくという視点で報告書というのは書いた方がよいのではないかという考え方で言ったものであります。

ある意味では、初めから、いろいろなところに会議に出ている人というのが、現状の寒川の財政が今後どうなるのかとかというのは理解された上で話を聞くのと、そうではなくて、あまりそこに関わっていない人がいきなりそれを見たときに、またかよという、そのような不信につながらないようにという意味で

言ったので、よろしくお願いたしたいと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

この資料については、委員がおっしゃった質問にも関わりますが、この出典が何なのかというのは明確に書かれていないですね。表紙には検討委員会の資料となっていますが、これは検討委員会が作ったというよりも、出典があるものから取ってきて掲載したという意味なので、それぞれのページに必要な応じて出典を入れないといけないと思います。

最後の方に、文科省の資料ではないかと思われるところもありますし、そういったところは丁寧にやっていただいて、しかも、いつ出た出典なのかということも書いていただければと思います。その辺で大分この資料の意味がはっきりしてくると考えますので、よろしくお願いたします。

それでは、かがみの文章とI章のところでほかございますか。今日も1人必ず一言は意見をいただければと思います。ほかにございませんでしょうか。

先ほどの委員のご質問に関わりますが、かがみの文章は、基本的には報告書の全体を簡潔に説明するという役割もあると思うので、その辺の全体のバランスを、報告書全体をうまく要約している形で、なおかつ、この検討委員会での検討のプロセスが分かるようにお書きいただいた方がよりよくなると感じます。

特に、昨年度、基本方針について検討しました。報告書のような形で、冊子の形で出しておりますが、そのことについてかがみ文には触れられていないので、策定のプロセスについても少しここで触れさせていただくとよりいいと感じましたので、申し添えたいと思います。

そのほかございませんか。

【委員】 よろしくお願いたします。

こうやって分厚い計画書があったときに、町民の皆さんが最初から最後まで全て余すことなく目を通してくれるかということは、私も一町民としてそれはどうなのかなと思っていて、そう思ったときに、I章は割と町民の方が読んでくれやすい章なのではないかなと思います。

例えば、3ページについて、先ほど他の委員からもお話があったと思いますが、青字の文章のところには、「標準規模が維

持できない状況となることが予想される」と書いてあると思いますが、何回か前の会議で、例えば、田舎の学校みたいに1学年1学級のクラスでは駄目なのかというご意見を持つ町民の方もいると思います。この報告書だと、例えばⅢ章やⅣ章に、寒川町が目指している教育環境ではそれだと厳しいということが説明としてしっかり書いてあると思いますが、Ⅰ章からそこにひもづけて飛んで読めるような工夫があると、もっと要点を町民の皆さんがきちんと読んでくれるような作りになるかなと思いました。

ごちゃごちゃ文章が増えてしまうと思うので、難しいところもあると思いますが、よろしく願いいたします。

以上です。

【屋敷副委員長】 事務局ありますか。高橋課長、お願いします。

【事務局（高橋教育政策課長）】 ありがとうございます。

確かに、これは今カラーでご覧いただいているものは、色がついているからあまり気にならないところもありますけれども、これを全部黒文字にすると文字だらけというところが若干あるかと思います。ですので、そんな中で、今いただいた、どことリンクしていて、要点が読みやすいようにという構成の工夫というのはできるだけしたいと思います。

また、基本方針を作成したときも概要版というものを作っており、パブリック・コメントなどでは、必ずそういうものを作成することになっているので、この本編も、今後、基本計画という形にしていくに当たっては、当然パブコメを予定しておりますので、分かりやすい資料はつくっていかなくてはいけないと思っております。ご意見いただきましたので、事務局としても考えていきたいと思います。ありがとうございます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。そのほかございますか。

なければ、次に参りましょうか。また、必要に応じて前に戻りたいと思います。お願いします。

事務局より次の資料により説明【事務局（千野教育政策担当副主幹）】

・寒川町立小・中学校適正化等基本計画策定に関する報告書(素

案) (修正履歴有Ver.) 第Ⅱ章～第Ⅲ章

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

Ⅲ章は、よりよい教育環境づくりのために、Ⅱ章で触れた基本方針の学校の新たな形づくりのより具体的な基本的な考え方と学校規模、それから配置の基本的なところを整理したというところで、今の説明にあったように、大きな変更はないところではありますが、このⅢ章につきまして、Ⅱ章と併せて何かご意見がありましたらお願いしたいと思います。お願いいたします。

【委員】 今ご説明いたしたところ、まず、1つお願いします。12ページの構造図のところの学校の新たな形づくりというところですけども、多分、秋ぐらいから二、三回お話ししているかと思いますが、学校の新たな形というところで、コミュニティ・スクールと少人数教育と小中一貫教育というその3つの柱が挙げられていますが、コミュニティ・スクールについては今、小学校、中学校で取り組んでいるところでありまして、既に南小学校でも実施はしております。実際に学校運営協議会は明日開催する予定となっております。

コミュニティ・スクール自体が新しい形というところを主張していくのであれば、私の意見は、これは先々での新しい形にはならないのではないかというお話です。既にもう半分ぐらいできていますので。もしそれであれば、今後、コミュニティ・スクール自体がもっと発展していくというところを、18ページのところで、もっと書いていく必要があるかと思っています。そこについてが1つ。

それから、少人数教育についてですけども、これについても次年度、既に小学校4年生までは35人学級になります。そこからあと2年で6年生まで35人学級になります。ですから、先々の学校でこれが新たな形というふうになるのかどうかということを毎回お話ししているところです。

ですから、それについても、少人数35人が全学年行われる、また、中学校の方は今後行われる予定があるので、校舎の配置を検討しなければいけないのではなくて、35人、少人数になっていくのであれば、教育としてどういうふうに今後やっていくのかということをご記載する必要があると感じました。この

2 つについては、もうかなりやっていることと思います。

それから、小中一貫については、分離型ということであるということですが、やはりこれについても、特に学校の先生方が今後どうなっていくのかということ、それから、それとともに保護者の方、子どもたちが今後どうなっていくのかという説明が必要だと思えます。それが15ページ、小中一貫教育についてというところの説明で、これで足りるのかと感じがしました。

取りあえず、そこをまずお願いしたいと思えます。

【屋敷副委員長】 事務局、お願いします。

【事務局（高橋教育政策課長）】 委員、ありがとうございます。

12ページの構造図、学校の新たな形づくりということで3本柱を立てている中で、ご指摘のとおり、コミスクや少人数は、新たに取り組んでいく内容というよりは、取り組みつつあるということで、速度を上げていくといったようなものになるかと思っております。ただ、三位一体で、改めてこういった形で取り組んでいきたいという意味も込めてこの構造図にしているという側面もありますので、ご指摘の部分はご指摘のとおりですけれども、基本方針の中でも、昨年6月につくった中でも、このような形でお示しをしているというところもあるので、こちらとしてはこの形で、中身はきちんと精査して詰め込んでいかなければいけないと思えます。

小中一貫教育も、今ご指摘いただいたページのところでは、あまり十分に書いていないところ、内容になっておりますが、この後、VI章のところでも、今後、ここら辺をどういうふうにとり進めるかというところも説明させていただければと思っておりますので、改めて、そのお話も聞いていただいた上で、もう少しこういうふうにしたらどうかみたいなご意見を頂戴できればなと思っております。

以上でございます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

ここは基本的に、新しい形づくりのこの方向で進みますというところ。具体的なところについては、委員からおっしゃったとおりで、発展、進化させる内容について具体的に盛り込むということは重要なことだろうと思えますが、それを、VI章

のところを見ていただくとよく分かるのですが、具体的にどう導入し発展させていくかについては、改めて検討委員会をつくりましょうとなっています。小中一貫についてはですね。検討委員会といいますか、検討の場を設けて進めたらどうかというふうな形で、むしろここは、教育委員会もさることながら、学校と教育委員会の連携というか、一緒になった取組が重要になってくるので、この辺り、その体制づくりをどうするかというところでこの報告書は収めているところでありますので、取りあえずは、小中一貫についてはこういう方向でやりますという宣言でしかないという位置づけになっております。

そのような考え方をしていただければと思うのですが、よろしゅうございましょうか。

【委員】 はい。

【屋敷副委員長】 コミュニティ・スクールについては、確かに今進んでいますが、これをどう進化させるかについては、同じように、教育委員会と学校の関係であるとか、いろいろ検討して体制づくりもまた必要になってきますし、それぞれの学校の取組をほかの学校がどう理解して、いいところを取り入れて進めるかということも必要になってくるものですから、これもまた、その辺、より進化させる、発展させるやり方についても今後考えていただく必要があるのではないかということで、VI章辺りに同じく盛り込めないかなとは考えられます。

ほかにございますか。なければ、この次の章以下が大きな山でございしますので、説明をお願いしようと思っております。

【委員】 すいません。いいですか。

【屋敷副委員長】 どうぞお願いします。

【委員】 内容に直接関係するといいますか、文章的なことですけれども、11ページ一番下の段落と15ページの中頃に、全国学力・学習状況調査の結果と示されていますが、同じ文章が使われているのかと思います。ここで、数年、記述式の問題を苦手としている傾向が見られるということが書かれています、それがなぜ小中一貫につながるのかというのがよく分かりません。全体的に学力が上がるという認識なのか、そもそも全国学力・学習状況調査を学力として捉えていいのかとか、あくまでの学力の一部であるという捉え、現場はそう捉えていますけれども、ということがまず1点。

2点目が、15ページの同じくその下です。文科省の小中一貫教育等について実態調査において、期待される効果としていろいろ書いてあります。中一ギャップの緩和、もろもろ、自己肯定感、自己有用感、学習意欲の向上、授業の理解度の向上ということがありますけれども、これは分離型もそうなんでしょうかというところです。

以上です。

【屋敷副委員長】 事務局、お願いします。

【事務局(押味教育政策課専任主幹(兼)学校教育課専任主幹)】
委員、ありがとうございます。

1点目のご質問の全国学力・学習状況調査の部分についてですけれども、委員会で毎年、分析結果といった形で、教頭先生とも協議を行ったり、また委員会でも分析したものを資料として、ホームページで掲載させていただいている中で、経年的に見て苦手なところといった部分のところ、こういったところの記述式というところに課題があるかなという認識はしているところです。

委員がおっしゃったとおり、全国学状の結果はあくまで学力の一部として捉えるので、必ずしも、ここは苦手なところがあるから、これをやっていって学力向上を図るといったところの点ではないですが、基本的には、小中共通して課題が見られているといったところが、我々が分析している中でも見られているところがあります。

ですので、意味合い的には、そういったところを、小学校、中学校で9年間を見据えて、付けたい力、伸ばしたいところを捉えていくといったところの意味合いのところ、こういったところで1つ、小中一貫教育を取り入れることによってそういったところが補完できるのではないかと考えているところでございます。

それから、もう一点、15ページの中段のところ、小中一貫教育の対策効果といったところで、それぞれ記載されているところです。文科省の資料、調査においてのそういったところのメリットがありますというところで委員会として記載しているところでございます。ですので、自治体や学校によってもそういったところは変わってくるというのがあっておられます。

ただし、こういったところも1つ、期待される効果として、中一ギャップの緩和や、全国的な自治体のところで、いろいろと各指導主事に確認したところでは、小中連携する、小中一貫をするといったところによっては、そういったところの生徒指導上の課題といったものが、あるいは、お互いに先生方が共通して課題を捉えることができるということで、より明確になるといったお話も受けています。

また、もう一点として学力的なもの。先ほど学力の一部と言いましたけれども、育てたい子どもたち、何を育てたいかといったところの、寒川で言いますと目指す子ども像と言っていますが、そういったものが小中でより明確になるといったところで、より子どもたちを育てたい子ども像に近づくことができるというようなところも、先行的な自治体の方からお聞きしているところがございます。

以上でございます。

【屋敷副委員長】 私の経験からも、どの学校でも、どのタイプでもそうかと言われると、なかなかはいとは言えませんが、取組をうまくやっているところは、そういった効果が現れているということは間違いのないようです。ですから、そこには取組の仕方ということも変数として考えておく必要があるということだろうと思います。

それでは、時間もありませんので、その次の章に参りたいと思います。第IV章であります。

事務局より次の資料により説明【事務局（千野教育政策担当副主幹）】

・寒川町立小・中学校適正化等基本計画策定に関する報告書(素案)（修正履歴有Ver.）第IV章～第V章

【屋敷副委員長】 ありがとうございました。

第IV章、V章というのは、配置案、配置候補になる検討しているところで、通して1つの章としてもよいのですが、取りあえず2つに切って、2つに絞ったというところを目立たせたという構成だと思います。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員】 すいません。少し戻り41ページですが、(1)

のところ、これはパブリック・コメントというか、町民からのご意見ということですか。

【事務局（高橋教育政策課長）】 基本的には、この検討委員会の中で出された主な意見ということで記載をさせていただいております。

【委員】 分かりました。すいません。私がいなかったのか分からないですが、6番目のポツですが、内容として、早退するとき、必ずしも保護者を迎えらるゝとは限らない、お迎えがない場合には徒歩で帰ることになるとありますが、現状、私が知る限り、保護者の迎えがないと早退はできないので。情報として申し上げておきます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。このところ修正が必要ですかね。

課長、お願いします。

【事務局（高橋教育政策課長）】 これは、私はその場面記憶にあるので、発言いただいた方も分かっておりますが、生の意見を載せたほうがよいか、間違いだと思われるところは何らか取ってしまうとかそういう方がいいのかということなんです。むしろ、こうすべきというふうに教えていただけたらと思います。

【委員】 その文言が要らないのかなと。それを書くと、現場から現状を知らないのではという感じになると思いますので。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。恐らく、委員の意見でも、学校の現状、実情を詳しくどこまで知っているかというのは怪しい部分もございますので、この辺りはぜひ、各委員さんあるいは事務局でもう一回確認をいただくということが必要かと思いますが。お願いします。

【事務局（黄木学校教育課長）】 学校教育課長の黄木です。現状から言うと、特別支援級の児童・生徒両方、小中学生については、基本、迎えに保護者の方が来られない限り早退はさせない。必ず迎えということが必要となっております。ただ、通常級の生徒、中学生であれば、迎えがなくても早退というのが可能になっています。ただ、小学生については、基本的に迎えという、そういうところで少し混乱してしまったのかなというような印象がございますので、そこら辺は訂正とかそういった

部分で誤解ないようにした方がいいかと思imasので、おっしゃるとおりかと思imas。

以上です。

【屋敷副委員長】 そのほかございますでしょうか。お願いします。

【委員】 ちょっとしたこだわりですが、46ページ、47ページの例えば概要の中で、南部地域の一之宮小学校と南小学校という再編という計画、これが学校名が入って、これに関しては、例えば、上段の表で言うと、南小学校という中で、これは一之宮小学校も含まれていますよという形だと思います。これを取られてしまうと、一之宮小学校は南小学校で、一之宮小学校の名前がなくなるという部分で、ややもすると、その理解はまだ得られてないのに、一之宮小学校がなくなって、いわゆる再編されて南小学校になってしまうというのではなく。ここは再編してA学校とかB学校だとか、学校名については今後の課題として検討すべきではないかと思imas。

それがあたかもこうなってしまうと、中学校もそうですけれども、そちらの学校に名前が変わって、元の学校はなくなってしまふ。新しい教育、新しい学校、新しい制度づくりをしていくには、逆に新たな学校という名称も本来は検討しなきゃならないという部分でいくと、こういう表現の仕方というのはいかななものかと思imas。ちょっと抵抗があるなと感じます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。このところは非常にどう表記するかというのは難しいところで、敷地が残るところの学校の名を取っているということですが、確かに、学校名は変わることもありますし、そういった意味では、全く新しい学校になるということも考えられるので、ABCにするとか、あるいは仮の名前をつけるとかというふうなことも考えられますが、そのときに、ただ、敷地がどこかということを知るようにはしておいたほうがよいと思imas。そういった理解で大丈夫でしょうか。

【委員】 ある意味では理解はできたとしても、その学校自体はなくなってしまふんだよねというそちらのすごい抵抗感。将来的には、統合されたときにどういうふうに名前をしていくかというのは、そこで考えなくてはいけないと思imasけれども、その段階で考えるのではなくて、今名前をつけると言って

いるわけではないです。今、当然名前は決まらないし、これが決定したわけではないですから。ただ、そうなったときの学校名として、仮称とか何とかという形で、AでもBでも、1でも2でもいいという、極端な話、そういうことです。

【屋敷副委員長】 高橋課長、お願いします。

【事務局（高橋教育政策課長）】 今、委員からご指摘いただいたところ、100%そのとおりだと思います。結論から言うと、その辺きちんと配慮した表記に改めますので、ご指摘ありがとうございます。文言でそういうようなことを書いてあった部分もありましたが、今、事務局のほうで見つけられていないんですが、もともとそういう表記、誤解のない表記しようというのは話していたところですので、間違いなく修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【屋敷副委員長】 1つ確認させていただいていいですか。44ページのD案のところで、メリットで「小学校低学年の通学距離に配慮した立地である」と書いてありますが、これは何かの間違いですか。正しいですか。

【事務局（高橋教育政策課長）】 こちら44ページのD案のメリット1つ例のところですが、小学校で言いますと、今、南小学校と一之宮小学校の比較になっております。2校の位置的に考えますと、一之宮小学校が南部地区の中でも西に位置するということで、例えば、東の地区、例えば、大曲地区から一之宮小学校に行く場合、かなり遠距離になるということで、一方、南小学校は、町の中で中央部に位置するので、比較すると、特に小学校低学年にとってはより相対的に近いということでしょうか。こういう表記をしているという意味でございます。

【屋敷副委員長】 そうしましたら、B案にもそれを入れないといけないということになります。なので、この全体のメリット、デメリットの項目の中で……。

【委員】 入っています。

【屋敷副委員長】 なるほど。ごめんなさい。1番上に入っていますね。失礼しました。

【事務局（高橋教育政策課長）】 関連で言いますと、何々案もこの点は同様と書いてあったり書いてなかったりしている部分がちょっと見受けられます。これは表がA案からD案まで一遍に1つのページに収まったり収まらなかったりという

ことで、すいません、レイアウト等の関係で同じ内容が複数か所出てくるところもあれば、そこじゃないところもあるので、その辺はきちんと見直したいと思います。

【屋敷副委員長】 すいません。私も、B案のところは何々と同様というのがなかったのも、ちょっと勘違いしました。申し訳ありません。

そのほかございますか。お願いします。

【事務局（高橋教育政策課長）】 先ほど委員からご指摘いただいた名前の関係で、すぐに事務局で見つけられなかったところが見つけれられたので、ご紹介だけさせていただきたいと思います。40ページ、一番下の行です。「なお」から始まる部分です。「今回の再配置案で示す学校名は、所在地の現在の学校を使用しており、今後実施される学校再編の学校名は改めて検討した上で決定されていく予定です」と、こういうことをきちんと言いたいと思っておりましたので、先ほどのご指摘いただいた部分も、この考え方に基づいて適切と思われる表現に改めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【屋敷副委員長】 そのほかご意見ございますか。

1つよろしいですか。41ページのところに、「『通学距離』、『通学路の安全性』、『学校設備の充実』がどの属性においても上位3つまでの事項として選択される結果となりました」、だから、細かく委員の意見を記したというふうな書き方になっていますが、この3つの項目以外にも重要な記載すべき意見はなかったかというのがちょっと気になりました。

なぜこの3つだけ取ったのか。比較検討の表では、5つ、6つのいろいろな事項についても比較検討しているわけですので、その辺りを入れる必要はないのかについて検討が必要ではないかということですが、この点いかがでしょうか。

【事務局（高橋教育政策課長）】 なぜこの3つなのかという理由につきましては、さっき屋敷副委員長に読み上げていただいたとおり、アンケートを取ったときに、この学校再編を考える上で配慮してほしい事項3つということで、いずれも項目が一緒だったということで特にピックアップさせていただいたということです。当然のことながら、その他の意見が重要でないというわけではありませぬので、このところは事務局で再検討させていただければと思います。

【屋敷副委員長】 私が申し上げたのは、恐らく、この検討委員会ではいろいろな、様々な意見を各検討項目に沿って入れておく方が、今後、最終的に2案から1案に絞るときの参考データとして非常に貴重ではないかというところで申し上げたところです。またご検討いただければと思います。

その他ないようですので、次に参りまして、最後にまとめてご発言いただけない委員からはご発言いただきたいと思っております。では、第VI章をお願いいたします。

事務局より次の資料により説明**【事務局（千野教育政策担当副主幹）】**

・寒川町立小・中学校適正化等基本計画策定に関する報告書(素案)（修正履歴有Ver.）第VI章

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。以上でVI章の説明が終わりました。すいません。司会の進行が悪くて4時を過ぎてしまいましたが、もうしばらくご辛抱ください。

VI章についてご意見ございましたら、よろしく願います。

【委員】 2つありまして、1つは、52ページのところと最後のタイムスケジュールの56ページ。52ページで、真ん中辺、少し下、小中一貫の導入について約10年間検討していくと、こういう表現ですよね。もう一つは、56ページについては、おおむねという考え方で、大体6年間でこういう枠の中の内容を検討していこうということですが、これをおおむねというか、この6年間でこういういろいろな内容を検討していくというのは、ある意味では、小中一貫校を前提としてやっていくのであれば、ここは10年ではなくて、ある意味では整合性を持った協議あるいは審議していく必要があるだろうということになりますと、これを見てみますと、形上は6年間ですが、実質的には10年、本来だったら一体性というのが必要ではないかと感じますので、そこは一つ質問させていただきます。

もう一つは、55ページ、あるいは54において、基金の取扱い、学校のために、あるいは、こうすることによってきちんとした非常にいいと総体的には理解するんですけども、実際

この問題に関しては寒川町全体として、公共施設見直しの中で、それぞれの、それ以外のところも含めてのことと思います。

例えば、集会所だとか福祉会館とかいっぱいあると思いますがけれども、そういうところがそれぞれそういう基金でやっていくかとなると、学校を含めて公共施設全体の中からのいわゆる財産の運営、管理になってくるのかなとしたときに、ここまで明確に出してしまっているのか。これは野崎部長の関係なのかもしれません。

逆に、学校なり、子どもを持つ家族からすれば、これはある意味では理解するし、いいとなるでしょうけれども、全体の公共施設の捉え方からして、こういう基金として本当にいいんですかということ、大丈夫なんですかということを知りたいです。

【屋敷副委員長】 高橋課長、お願いします。

【事務局（高橋教育政策課長）】 では、1つずつですが、52ページで、小中一貫はおおむね10年と申し上げている一方で、56ページでは、再編の標準的なスケジュールというので基本5年という、そこがどうかというところですが、基本的に、新しい学校、建て替えてつくっていくという標準的なスケジュールは5年というふうに考えています。ただ、最初のスタートは、いきなり5年ずつでいくというよりは、何回か前の検討委員会でも、第1期目は5年より少し期間を長く取らせていただいて、2033年までということで行きたい。それ以降は5年で行きたいというご説明を差し上げたところもあります。

そういう意味で、今からやって2033年までということと言うと、おおむね10年。ただ、小中一貫をやっていくのに本当に10年必ずかけなくてはいけないかということ、もう少し速やかにできるのではないかという意見もあると思います。

ですので、ここで書いている5年、10年の違いは、そういうような背景で書かせていただいております。本当にこの書き方でいいのかどうか、ここも改めて確認いたします。

それから、54ページの教育に特化した資金の設立の関係で、ここで想定しておりますのは、学校が未配置となった場所について、利活用を検討するというのが、そういう面もあると思いますが、その結果売却となると、そこで得た財源については、学校を売却していたお金ということもあるので、教育目的

に特化して使うべきじゃないか、そうしてほしいという願いも込めて、この検討委員会の中では、このように書かせていただいております。

ただ、あくまでもそれは公共施設全体の中でという判断も一方であると思いますので、最終的にどうなるかは確定できておりません。そういう意味合いで、ここで確定的なことは当然申し上げられませんが、財源を得た背景からすると、このような形で行くべきではないかという意味で書かせていただいているところです。あとは、町全体としての判断というのはあると思います。

【屋敷副委員長】 委員からも説明は特にいいですか。

【委員】 質問をお願いしたいと思います。

【屋敷副委員長】 どうぞ、お願いします。

【委員】 すいません。今の基金の部分は、公共施設整備基金という形で条例があります。それは開発等に伴って寄附いただいた場合に、それを基金として公共施設の整備に当てることができるといふ条例です。今言った中では、学校をもし売却したのなら、学校の再編の中でそれをきちっと使って、いいものにしようよという考え方を強く出したいということでここに案で取ってきたということになると思います。

今、委員から言われた質問にも重なりますが、この56ページで、5年ないし6年で考えなくてはいけない、準備時間をそれなりに取って、いい学校に向けてやらなくてはいけないということがあって、49ページと51ページに、B案とD案でやるとしたら、スケジュールがあります。今事務局から言われたように、第1から第6期まであります。これでまた戻ってしましますが、23ページのところで、建て替えの時期ということで、ここで1期から6期に分けて、ここで60年使えたら新しくしていくという考え方の中で、いろいろな調整は必要ですが、その順番からいくと、こうやって6期に分けて計画的に整備するのがいいと示してもらっていると思います。前回の会議のときに、私的には10年後ぐらいからやっていかななくてはいけないだろうと思っていましたが、前回のときは、15年後からと言っていたような気がしています。

そこは私も、いろいろなところと整合を図って、もしやめるなら、そのやめるということも住民の方に早く伝えて、でき

るだけ早く分かっていた方がいいと思いますし。6年というよりも10年とか前から分かっていた方がいいと思います。

そういったこととも関係してくる中で、今の23ページの1期から6期という考え方は今回初めて出てきたのかを聞きたいです。前からあったのかどうか。

【事務局（高橋教育政策課長）】 ありました。

【委員】 すみません。分かりました。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

私からいいですか。小中一貫についてはいずれにしても、教育委員会と学校の先生方で十分話し合っていて、ここに準備期間として書いてありますけれども、具体的にどのように小中一貫の意義を捉えて、また、現在の学校の課題を捉えて、具体的にどのように進めるのかについて検討いただく必要があるのではないかと思います。

コミュニティ・スクールについては、そのような協議の場が書いてありますけれども、むしろ小中一貫の方が、先生方と教育委員会が一緒になって寒川町ならではの小中一貫教育の在り方を考えていただく機会を設けることが重要ではないかと思えますし、それは少しずつできるところからやるということで、そんなに難しい話ではないかもしれません。この辺りはご検討いただくのがいいのかなと思います。

それこそ学校の先生の委員がいらっしゃいますので、いろいろご意見をいただいて、この辺り、報告書としてそれなりの実現可能な形で体制を考えていただく方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。お願いします。

【事務局（高橋教育政策課長）】 今、屋敷副委員長からご発言いただいたとおり、このVI章につきましては、特に小中一貫、期間を含めて、実際どういう場で具体的な導入に向けて議論をしていくのかという、そういう場の設定も大事だと思っておりますので、コミスクの方にはそういう場を設けて進めてまいりますと書いてあります。小中一貫も同じように、そこの明記は必要かなと思いますので、事務局で考えさせていただければと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

それでは、時間も来ておりますので、VI章も含めて全体で何かご意見がありましたら、ぜひお願いしたいのですが。

【委員】 この報告書としては、2つの案を提起する形で出ているわけなので、来年、再編計画見直しがあるということで、具体的に大体いつ頃を目安に1つの案になっていくのか知りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【屋敷副委員長】 高橋課長。

【事務局（高橋教育政策課長）】 あくまでも今の事務局としての考え方で、実際が変わってしまう可能性もありますが、最初の委員長のご挨拶の中にもありましたが、基としている人口の関係とか財政の関係は、公共施設の再編計画という大本の計画の見直しが2024年度中に行われる予定ですので、そこで最新のものが、人口や財政の状況が出たときに、その結果に応じて、今B案とD案が残っておりますけれども、その時点で、1つに絞るのであればどちらかの案にすべきという形になってくると想定しております。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。ほかにはありませんか。

【委員】 概要のところまで青い部分が、46、47ページ、概要欄が、送っていただいた資料ではこの青いのはなかったので、暗にB案のほうを推しているような印象を受けましたが、この青い字を追加いただいたので、これでいいかなと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。次の方いかがでしょうか。

【委員】 VI章の今後の検討及び配慮事項の2番、再編整備推進に係る検討及び配慮の(2)の児童・生徒の配慮事項というところで、24ページの6の(1)の児童・生徒への配慮の②の教員の配置の工夫という項目があって、こちらVI章の方には教員の部分は少ししかなかったもので、今、実際、教員が少ないという部分もありますけれども、子どもに対しても大分教員の負担が大きい部分もありますので、そこは手厚くという部分を付け加えてもらえたらいいかなと思います。

以上です。

【屋敷副委員長】 教職員の配置について手厚くというご意見でございました。

それでは、次の委員、お願いします。

【委員】 この1年ここに来させていただいて、この報告書

自体に関しては、僕は基本的に納得のものになっていると思います。B案、D案が今残っていますけれども、ここに集約された理由も分かりやすく出ていると思います。

再配置に関してはそれでよろしいのかなと思いますが、VI章のところになってくると、どうしても現場の先生方の意見があまり反映されないのかと感じがします。個人的には、コミュニティ・スクールはもう既に始まっていますが、その有効性が見いだせなかったと感じています。少人数教育については、先ほど他の委員からお話がありましたが、既に小学校6年まで35人学級になることが決まっている中では未来像としては少し違うのかなと思います。35人学級になるのであれば、例えば23人3学級をめざしてやっていただく方が、人材の確保は難しいですが、教員数が確保され教育の質の向上につながるのかなと思いました。

ここでは8校から6校にする検討はいいと思いますが、前回も話しましたが、サウス学園、ノース学園、もしこれが一体型でつくる構想があれば賛成したいと思います。以上です。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。他の委員の方でご発言いただいていない方お願いします。

【委員】 2点あります。まず52ページ今後の検討及び配慮事項のところですが、1の新しい学校の具体的な検討というのですが、12ページに学校の新たな「かたち」づくりという図表があるので、ここを1として、『学校の新たな「かたち」づくりの検討』とするのがいいのかなと思います。

また、他の委員の話にもありましたが、12ページの図表の中では、左からコミュニティ・スクール、少人数教育、小中一貫教育となっていますが、第VI章の順番では、小中一貫教育、コミュニティ・スクール、少人数教育となっており、15ページ以降においても小中一貫教育から始まっているので、図表においても左から小中一貫教育、コミュニティ・スクール、少人数教育とする方がいいと思います。

さらに、24ページ確認済みですが、③の赤文字の箇所ですが、「地域住民だけでなく」を消して、「災害時要配慮者など多様な避難者も利用しやすいよう」とし、そのあとの「安心で安全な」とあるところは、町の総合計画において、安全安心なまちづくりとしておりますので、「安全・安心な施設整備に努め

ます。」として統一していただきたいと思います。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。

皆さんご協力いただきありがとうございます。

これからですが、3月28日に第15回がございしますが、その時はどのような会議になるのか。今後のことについてご説明いただきたいと思います。

それと、それに関わって、今回の28日に最終的にまとめるということであれば、今日確かに色々のご意見をいただいておりますけれども、今日初めてご覧になれる部分もあるかと思っておりますし、全体をとおして見たらまた意見や修正点にお気づきになるか可能性もありますので、今後1週間または10日程度で事務局に意見をいただいて、そのあと作業部会、事務局、委員長を中心に検討をいただくというふうな手順で28日に臨むのはいかがでしょうかと思っておりますが、この辺り皆さんの賛同を得られればそのような形で事務局に提案したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(了承の声あり)

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。それでは委員の皆さま改めて今日の報告書をご覧いただきまして、何かご意見がございましたら事務局宛てに、色々な手段があると思っておりますので、対応していただければと思います。

【事務局（高橋教育政策課長）】 この後その他の中で、只今屋敷副委員長からお話のありました件についてご提案させていただきます。

【屋敷副委員長】 ありがとうございます。それでは今日も長くなりましたけれども、私の司会進行をこれで終了させていただきます。ありがとうございます。

事務局にお返しします。

4 その他

【事務局（三澤教育政策担当主任主事）】 事務局の三澤です。次回の会議等についてお知らせします。

次回の会議ですが、先ほどお話もでておりますが、次第にあ

るとおり来月の3月28日火曜日、午後2時から、会場が変わりまして寒川役場3階の議会1・2会議室で開催予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど屋敷副委員長からご提案のありました意見提出の件についてですが、1週と少し期間とさせていただき、24日金曜日までに事務局宛てご連絡をいただければと思います。様式につきましては問いませんのでよろしくお願いいたします。

それを踏まえまして事務局内、また作業部会等で検討し、次回28日の1週間前を目途に資料を皆様に送付できたらと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

【事務局（高橋教育政策課長）】 次回3月28日までの流れにつきましては、先ほど話のありました、2月24日までにご意見をいただいた内容を踏まえて、正副委員長を踏まえ事務局で最終案を取りまとめさせていただきます。3月28日の会議では修正点をご説明させていただき、最終的にご確認をいただいたうえで、固めていただきたいと思います。

また、この検討委員会については、教育長から検討とご報告をお願いさせていただいておりますので、3月28日の会議には教育長も出席させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

だだいまご説明した内容についてご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。また何かお気づきの点がありましたら事務局までご連絡いただければと思います。

5 閉会

【事務局（高橋教育政策課長）】 本日も長時間にわたり会議へのご参加、また貴重なご意見をいただきありがとうございます。副委員長を始め皆様には大変感謝しております。

24日までにいただいたご意見を踏まえて次回案をご提示させていただきたいと思っておりますので引き続きご協力賜りますようお願いいたします。

それではこれもちまして、第14回寒川町立小・中学校適正化等検討委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

	ございました。
配付資料	資料NO.1 寒川町立小・中学校適正化等基本計画策定に関する報告書（素案）（修正履歴有Ver.） 資料NO.2 寒川町立小・中学校適正化等基本計画策定に関する報告書（素案）（修正履歴無Ver.） 資料NO.3 公共施設再編に当たっての財政上の課題 資料NO.4 小中一貫教育の導入に向けての具体の検討内容
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	米山明夫、河村卓丸（令和5年3月28日確定）